

新規制基準案について

平成 25 年 5 月 9 日
一般社団法人 日本原子力産業協会
理事長 服部 拓也

原子力規制委員会から新規制基準案が提示され、現在パブリックコメントに付されている。当協会では新基準が目指すべき方向、策定のプロセスおよび運用などの基本的考え方について以下 4 点の意見をとりまとめた。

これらの点について規制当局と事業者側で認識を共有し、失われた国民の原子力に対する信頼の回復に努めながら、停滞しているわが国の原子力の一日も早い正常化を図っていくことは、国民生活の安定と産業経済の再生のために不可欠である。また、諸外国から原子力先進国と認められているわが国の、国際社会に対する責務でもある。

1. 新規制基準の要求事項については、広く専門家など関係者との間でデータに基づき科学的・合理的な議論を尽くし、その結果をわかりやすく国民に説明すべきである。また、世界最高水準の規制を目指すには、常に世界の規制動向に目を向けて、最新情報の収集に努め、必要に応じて基準の改定を図るとともに、国際標準との整合性に配慮する必要があり、仮に違いがあるとすれば、そのことについて説明責任を果たさなければならない。
2. 新規制基準では、バックフィットルールが適用され、要求される設備の設置が完了しない限り運転再開が認められない即時適応となっている。しかし、諸外国においては、リスクの観点から、適切な経過措置期間内で、運転を止めることなく、バックフィット手続きを進めることが一般的である。一方で、特定安全施設、いわゆる緊急時制御室と PWR のフィルタベントについては、設置までに 5 年間の猶予期間が与えられている。しかるになぜ 5 年間かという期間についての規制委員会の考え方が示されていない。これらの点について、国民に対し納得のいく説明責任が求められる。
3. 規制当局は、新規制基準の策定からプラントごとの評価について、スケジュール等を明確にする必要がある。その上で、国民との約束である厳格な審査と、それを如何に効率的に行うかについて知恵を絞るべきである。また、当面の再稼働に関する審査プロセスにおいて地元の詳細を如何に取り付けるか、規制委員会は政府との役割分担を含め、地元との意見交換を進めるべきである。
4. 原子力の安全は、事業者側の安全性向上の自主的な取り組みによる不断の努力と、規制当局による客観的、中立的、科学的・合理的な規制によって達成される。その際、事業者側と規制当局の間には相互の信頼関係が構築されていることが前提である。その上で、従来のような安全対策をこと細かく定める「行為規制」から、達成すべき目標を定める「性能規制」への転換を図る必要がある。従って、事業者側と規制当局がより開かれた形で意見交換する場を設定し、相互に納得できる内容の規制とし、より実効的な安全性向上の実現を目指すべきである。

以上